「神戸市地域活動支援センター(センター型)」 実施事業者公募要領

令和5年5月

神戸市福祉局障害者支援課

目次

1.	趣旨	. 1
2.	事業内容	. 1
3.	認定期間	2
4.	補助金額(令和6年度)	2
5.	選定(認定)箇所数	2
6.	応募要件	2
7.	全体スケジュール	3
8.	応募	3
9.	選定	5
10.	結果の通知	6
11.	認定手続き	6
12.	その他留意事項	6
13.	問い合わせ先	. 6

1. 趣旨

本市では、障害などのある方が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を行う地域活動支援センターを運営する事業者に補助を行っています。

この度、令和6年4月から「地域活動支援センター(センター型)」を運営する事業者を募集します(9か所)。なお、事業者には、運営に要する費用の一部を補助します。

地域活動支援センター(センター型)は、障害者の地域移行や就労支援の推進に寄与する事業を行います。

2. 事業内容

(1) 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)、障害児及びその他市長が認める者(補助の対象は、市内に居住する者に限る。)。なお、障害支援区分は問わない。

(2) 事業の内容

障害者等に対する相談支援及び次の①~⑤に掲げる事業を実施する。

- ① 利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供その他地域の実情に応じた支援を行う事業(基礎的事業)
- ② 障害者への相談支援事業
- ③ 障害者の日常生活支援及び社会参加促進のための事業
- ④ 障害者理解のための普及啓発及び地域交流事業
- ⑤ 障害者福祉推進のための地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

上記の①~⑤は、障害者の地域移行又は就労支援の推進に寄与すると認められるものであること(障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付の対象となるものを除く。)

(3) 利用定員

利用定員:20人以上

(4) 人員配置

① 施設長 1名

施設長は、地域活動支援センター(センター型)の管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センター(センター型)の他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

- ② 指導員 2名以上
- ・ ①、②の職員のうち1名は精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有するものとし、 2名以上は常勤とする。
- ・ 基礎的事業に従事する職員は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。

(5) 設備

次の①、②のいずれも満たすこと

- ① 以下の設備があること
 - ・ 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

- 便所
- ② 床面積を利用定員で除した面積が概ね3.3㎡以上であること

(6) 開設日数

原則として各月20日以上

3. 認定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

認定の有効期間は、認定日から4年以内とする。補助金決定は単年度ごとに、実施事業者からの補助申請に基づき行う。

ただし、実施事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及びこれに関連する法令等に定められた事項を遵守しない場合等は、認定期間の満了を待たずに、認定を取消す場合がある。

4. 補助金額(令和6年度)

基準額(年額) 12,000,000円(ただし、毎年度の予算の範囲内とする。)

5. 選定(認定)箇所数

9箇所

6. 応募要件

(1) 応募資格

地域活動支援センター (センター型) 事業の運営を円滑かつ安定して実施できる事業者で あって、次の要件を満たすもの

- ① 法人格を有すること。
- ② 地域活動支援センター(センター型)事業を実施する事業所を有すること。
- ③ 法人内で障害者総合支援法第5条18条に規定する特定相談支援事業の指定を受けていること。なお応募時点で指定されていない場合は、応募後に必ず「特定相談支援事業者」になるための手続きを行い、事業開始までに神戸市長の指定を受けること。指定を受けられなかった場合は、応募の抹消、応募申請の却下、選定の取消とする。
- ④ 提出書類の受付締切日において、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16 号)第167 条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 提出書類の受付締切日において、法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
- ⑥ 過去5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上 の刑に処された者がいないこと。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による 手続きをしている事業者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している法人でないこと、また役員等が暴力団または暴力団員に金銭的な援助を行っている法人でないこと。その他、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号

に該当する法人でないこと。

- ※ 応募受付後でも、審査・選定までの間に上記項目に抵触した場合は審査対象外とします。
- ⑨ 公募要領等に関する説明会に出席していること。

(2) 応募の抹消

応募した事業者が、応募書類の受付締切日以降、事業者選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を却下し、選定審査の対象から除外する。

- ① 受付期間内に応募書類が全て提出されなかった場合
- ② 当該公募要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 本提案の採否の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が、直接又は間接に、本市職員と接触をもった場合
- ④ その他、以下に掲げる行為があった場合
 - ア) 提出書類に虚偽又は不正がある。
 - イ) その他不正な行為がある。

7. 全体スケジュール

公募要領配布 令和5年5月31日(水曜)

質問受付 5月31日(水曜)~7月5日(水曜)

公募要領等に関する説明会 6月29日(木曜)

応募申請書類受付 7月19日(水曜)∼21日(金曜)

審查会8月下旬(予定)結果通知8月下旬(予定)

認定手続き 9月中

8. 応募

応募は事業所単位で行うこと

- (1) 公募要領等に関する説明会の開催
 - ※ 公募要領等に関する説明会への出席が応募の要件となる。応募予定法人は公募要領等 に関する説明会に必ず出席すること。
 - ① 開催日時 令和5年6月29日(木曜) 午前10時~午前12時
 - ② 開催場所 三宮研修センター902号室 (神戸市中央区八幡通4丁目2-12カサベラFRⅡビル)
 - ③ 申込方法
 - ・別添の「公募要領等に関する説明会参加申込書」<mark>別紙1</mark>に必要事項を記入し、電子メールにて申込み

電子メール: service2sho@office.city.kobe.lg.jp

- ※ 件名に「地活(センター型)公募説明会申込(法人名)」と記載すること
- ④ 申込締切 令和5年6月22日(木曜) 午後5時まで
- (2)質問受付・回答
 - ① 受付期間 令和5年5月31日(水曜)~令和5年7月5日(水曜)午後5時まで

② 受付方法

・別添の「質問票」別紙2に必要事項を記入し、「公募要領等に関する説明会参加申込書」別紙1と共に電子メールにて送付

電子メール: service2sho@office.city.kobe.lg.jp

- ※ 質問票の提出は、公募要領等に関する説明会に参加する法人に限る。
- ※ 電話・口頭等では受け付けない。
- ③ 回答

応募に際して必要な項目のみ取りまとめたうえで、公募説明会参加者全員に電子メールで 回答する。

※ 質問に対する回答は、公募要領の追加又は修正とみなす。

(3) 提出書類

提出資料はCD-R等の電子媒体によるデータと正本・副本の合計2部を提出。

- ① 様式1:応募申請書
- ② 様式2:誓約書、地方税に関する誓約書 兼 神戸市税に関する調査に対する承諾書
- ③ 様式3:法人の事業実績
- ④ 様式4:事業計画書
- ⑤ 様式5:運営体制
- ⑥ 様式6:施設及び設備
- ⑦ 法人登記簿謄本 ※申請日以前、3カ月以内のもの。
- ⑧ 定款、寄付行為等
- ⑨ 法人の財務状況に関する書類(損益計算書(社会福祉法人の場合は、資金収支計算書及び事業活動収支計算書)、貸借対照表、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書、直近の3年)
- ⑩ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの
- ① 建物の登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し

【留意点】

- ※ 同一様式が複数ページにまたがる場合は、ホッチキス2箇所止めをすること。
- ※ 様式外の上記⑦から⑪については項目ごとに項目番号(例:⑩)を上部中央に記載し、 項目番号順にA4サイズに両面コピーし、すべてホッチキス2箇所止めをすること。

(4) 応募書類の提出

- ① 受付場所 神戸市中央区加納町6-5-1 (神戸市役所1号館6階) 神戸市福祉局障害者支援課 通所支援担当
- ② 受付期間 令和5年7月19日(水曜)~令和5年7月21日(金曜)(期限厳守) 受付時間 午前9時~正午、午後1時~午後5時
 - ※1 郵送、時間外及び期間外の提出は一切受け付けない。
 - ※2 持参については、代理人でも可能
 - ※3 応募受付時に受付確認書を発行交付する。
 - ※4 修正受付は、受付確認書を持参した方のみ可能
 - ※5 応募書類の修正等は、提出期間の終了後は受け付けない。

- ※6 応募状況等の問い合わせは、一切受け付けない。
- ※7 提出書類は、返却しない。
- ※8 提出書類は、神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号)に基づき、 非公開の取扱いになるものを除き、公文書として情報公開の対象となる。

(5) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、「(様式7) 応募申請辞退届」に必要事項を記入のうえ、速やかに 障害者支援課担当者に提出すること

9. 選定

- (1) 選定にあたっては、応募申請書類に基づき、市長が実施事業者を決定する。
 - ※ なお、本市において必要と認めた場合には、現地調査の実施や事業者の代表者等に対して 説明を求めることがある。
- (2) 選定に際しては、一定水準以上の応募者を候補とし、複数の選定候補が生じた場合は選定候補の順位付けを行う。
- (3) 応募内容と実際面で重大な乖離があった場合は、次順位以降の順位を繰り上げる場合がある。その際の費用弁償には一切応じない。
- (4) 選定に関する情報については、一切回答しない。
- (5) 次の選定基準により評価して選定する。

【選定基準】

評価項目 (大項目)	中項目	配点
① 法人のこれまでの事業実	・法人としての運営実績※	0 E 占
績・運営基盤	・事業の運営状況	25点
②事業計画	・事業を運営する趣旨及び方針	
	・基礎的事業	
	・相談支援を行う事業	
	・日常生活支援及び社会参加促進事業	
	障害者理解のための普及啓発・地域交流事業	30点
	障害者福祉推進のための地域の実情に応じた	
	創意工夫のある事業	
	・発達障害者への支援を行う事業	
	・その他の事業	
③運営体制	・配置職員の経験年数	30点
	・有資格者の配置状況	
	・職員の資質向上に向けた取り組み	
	・事業に対する関係機関等による協力等の状況	
④施設及び設備	・利便性:施設の設置場所	
	・安全性:通路や階段の状況、感染症対策	15点
	・快適性:施設面での工夫	
合計		100点

※地元企業の配点は市内に本店がある場合10点、市内に支店等がある場合5点とする。

10. 結果の通知

令和5年8月下旬頃(予定)に電子メールで通知する。

11. 認定手続き

地域活動支援センター(センター型)実施事業者として市長決定を受けた事業者は、認定申請手続きが必要となる。指定された期日までに、下記の書類を提出すること。

※ なお、認定に当たっては、神戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第53号)等の関係法令等に留意し、認定申請を行うこと。

【提出書類】様式は事業者決定後に送付する。

- ① 地域生活支援事業所地域活動支援センター認定申請書(様式第1号)
- ② 別紙1:地域活動支援センター事業所の認定に係る記載事項
- ③ 別紙2:既に指定を受けている事業所について
- ④ 別紙3:組織体制図※記載例参照。従業者全員の名前を記載すること
- ⑤ 別紙4:従業員の勤務形態一覧表
- ⑥ 別紙5:管理者(施設長)の経歴書
- ⑦ 別紙6:収支予算書
- ⑧ 別紙7:取消要件に該当しない旨の誓約書
- ⑨ 別紙8:事業計画書
- ⑩ 定款に地域活動支援センター事業を記載する旨の理事会等議事録又は定款変更を行う旨 の確約書
- ① 運営規程
- ② 本事業に従事する精神保健福祉士又は社会福祉士の有資格者の資格証明書の写し
- (13) 役員等名簿

12. その他留意事項

- (1) 応募者は、この公募要領等を熟読し、内容を遵守すること。
- (2) 応募者は、選定後、この公募要領等に関する不知又は不明を理由として異議を申し立て ることはできない。

13. 問い合わせ先

 $\mp 650 - 8570$

神戸市中央区加納町6丁目5-1

神戸市福祉局障害者支援課 通所支援担当

TEL 078-322-5231

e-mail service2sho@office.city.kobe.lg.jp